

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	障がい者自立支援給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、障がい者自立支援給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

障がい者自立支援給付の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

北海道千歳市長

## 公表日

令和7年12月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者自立支援給付の支給に関する事務
②事務の概要	1 事務の概要 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づき、障がい者等に必要な自立支援給付を行っている。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①障害福祉サービスに関する申請受付・支給決定事務 ②障害福祉サービスに関する情報の管理 ③障害支援区分に関する認定事務 ④障害支援区分に関する情報の管理 ⑤自立支援医療(更生医療・育成医療)に関する申請受付・支給決定事務 ⑥自立支援医療(更生医療・育成医療)に関する情報の管理 ⑦自立支援医療(精神通院)に関する進達事務 ⑧自立支援医療(精神通院)に関する情報の管理 ⑨補装具に関する申請受付・支給決定事務 ⑩補装具に関する情報の管理
③システムの名称	障がい福祉システム、共通宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定個人情報(自立支援給付)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) 第2条の表 144の項、145の項、146の項  【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) 第2条の表 11の項、15の項、20の項、37の項、42の項、75の項、80の項、81の項、125の項、144の項、155の項、161の項

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務部総務課情報公開係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-3131(代表)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	保健福祉部障がい者支援課自立支援係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-3131(代表)
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務は、原則的に申請者から特定個人情報の提供を受けており、そのことが難しい場合に行うマイナンバー照会は、氏名・住所・生年月日・性別などの4情報を用いて本人を確定した上で適切に行っている。 ・特定個人情報記載書類については確認後速やかに本人へ返却することとし、特定個人情報記載の申請書等については、施錠したキャビネットに保管することを徹底している。 以上のことから人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムへのアクセス制限を行っているため担当外の職員はアクセス不可能であり、人事異動の際も適切に管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	4-②	【情報提供】 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12、19、30、31、44条	【情報提供】 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12、19、30、31、44条、59条の2	事後	当該省令の改正による変更 平成28年9月12日公布 平成29年5月30日施行
平成28年9月12日	4-②	【情報照会】 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第55条	【情報照会】 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第55条、55条の2	事後	当該省令の改正による変更 平成28年9月12日公布 平成29年5月30日施行
平成29年7月15日	II-1	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月15日	II-2	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年7月10日	4-②	【情報提供】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 16、26、56の2、57、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第12、19、30、31、44条、59条の2	【情報提供】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 8、11、16、26、56の2、57、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第7、10、12、19、30、31、44条、59条の2	事後	
平成30年7月10日	4-②	【情報照会】 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第55条、55条の2	【情報照会】 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第55条、55条の2、55条の3条	事後	
平成30年7月10日	II-1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月10日	II-2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II-1	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II-2	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	4-②	【情報提供】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 8、11、16、26、56の2、57、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第7、10、12、19、30、31、44条、59条の2	【情報提供】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二 8、11、16、26、56の2、57、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第7、10、12、19、30、31、44条、59条の2の2	事前	令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	4-② 1	【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 108,109,110の項	【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 ・別表第二 108,109,110の項	事前	令和3年9月1日の法改正による。
令和3年7月27日	II-1	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	II-2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
	II-1	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
	II-2	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
	II-1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
	II-2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・別表第一 84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第60条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 117の項	事後	当該法律の改正による修正
令和7年11月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 8、11、16、26、56の2、57、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第7、10、12、19、30、31、44条、59条の2 【情報照会】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 ・別表第二 108、109、110の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第55条、55条の2、55条の3	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) 第2条の表 144の項、145の項、146の項 【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) 第2条の表 11の項、15の項、20の項、37の項、42の項、75の項、80の項、81の項、125の項、144の項、155の項、161の項	事後	当該省令の改正による修正
令和7年11月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	項目なし	「8. 人手を介在させる作業」の記載	事後	様式変更に伴う修正
令和7年11月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の記載	事後	様式変更に伴う修正